

神戸高校いじめ防止基本方針

策定・見直し

いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、人権教育担当

※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 個人面談、いじめアンケート、メンタルヘルスアンケート、教員や生徒等による情報の集約・分析
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消に向けた対応
- 県教育委員会への報告

年間計画等

情報等の報告

連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
- 人権教育の充実
 - ・人権LHRの充実
 - ・人権講演会の実施
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
 - ・校内研修の実施
- いじめ防止強化月間の取組
 - ・生徒会役員による挨拶運動等

早期発見

- 情報の収集
 - ・個人面談週間（年4回）
 - ・保護者懇談会
 - ・いじめアンケート調査実施（学期に1回）
 - ・メンタルヘルスアンケート実施（6月）
 - ・「いじめ相談フォーム」の開設
 - ・「いじめの早期発見のための気づきリスト」の活用
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談推進委員会（年4回）
 - ・教育相談研修会の実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・学年会等での情報交換
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止対策基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・学校関係者評価委員会の実施
- ・学校行事への招待
- ・中学校訪問

等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携
- ・警察署への相談・通報

等